

「信用取引口座設定約諾書等の差入方法の電子化について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、信用取引口座設定約諾書等の差入方法の電子化について、その要綱を昨年12月18日に公表し、本年1月18日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件（個人）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>投資者と金融商品取引業者との間の信用取引に係る権利・義務を定める約諾書について、電磁的方法による差入を可能とすることによって、現行の書面による差入方法と比べると顧客による署名・記名押印がなくなることから、顧客の安易な差入を招き、差入れ後に当該権利・義務に関し問題が発生しないかどうか、議論を尽くした後で実施されるべきものではないか。</p>	<p>先般の金融商品取引法等の施行によって、電磁的方法を含めた金融商品取引業者の顧客に対する説明義務については拡充され、投資者保護のための法制度が強化されてきています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、金融商品取引業者が電磁的方法による差入れを受けられる場合には、同方法の非対面性という特性を考慮した上で、書面による差入れの場合と同様、約諾書の内容について顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明を行う^(注)必要があるという点を留意すべきものと考えます。</p> <p>(注) 顧客が約諾書の内容をよく読んだ旨を確認すること、顧客からの問合せに適切に対応できる態勢を整備すること、および 照会頻度の高い質問について「Q & A」を掲載すること、など実務上の工夫を行うことが必要となります。</p>

以上